第13号様式の7（第9条の7）

一般廃棄物搬入届出書　（植木剪定材用）

（宛先）鎌倉市長 次のとおり届け出ます。	搬入者	年　月　日 所在地（住所） 事業所名 代表者名(氏名) 電話番号　（　　） 登録番号（　　）　車両番号（　　）
搬入年月日	年　月　日	
発生事由	□庭等の植木剪定　□庭等の草刈　□竹・笹・シュロ類 □太い枝・幹類　□その他(　　)	
発生場所	発生年月日　年　月　日 ※地番又は住居表示を明記してください。 発生場所　鎌倉市	
排出者（発生場所の占有者） ※調査のため問い合せをする場合があります。	※発生場所の占有者が記入してください。 住　所 氏　名　㊞ 電話番号　（　　）	

（注意事項）

1 搬入の際は、必ずこの届出書を提出してください。提出がない場合は搬入できません。

2 太線内の欄は排出者が自署し必ず押印してください。押印がない場合は搬入できません。

3 植木剪定材以外の物が混入していた場合は、受入れを拒否することがあります。

4 植木剪定材は長さ1.5m以下に切ってください。直径60cmを超える幹類は60cm以下に切ってください。また太さ15cm以上の幹類は降ろす場所が別ですので、混載せずに搬入してください。

5 事業場内では、係員の指示に従い安全作業に努め、植木剪定材は各自で荷降ろしてください。

6 搬入物は鎌倉市内で発生した一般廃棄物に限ります。建設工事等に伴う伐採樹木等（建設廃棄物）は産業廃棄物となるため受け入れできません。

7 不正搬入（市外発生物の搬入・産業廃棄物の搬入等）が認められた場合は、以後の搬入ができなくなる場合があります。

8 受入時間　月曜日～金曜日　午前8時30分～11時30分、午後1時 ～ 4時30分
　　土曜日　午前8時30分～11時30分

9 問い合わせ先
　鎌倉市環境部ごみ減量対策課　電話0467(61)3396
　植木剪定材受入事業場　電話0467(45)0526